



平成 21 年 4 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 カスミ
代 表 者 名 代表取締役社長 小濱 裕正
(コード番号 8 1 9 6 東証第一部)
問い合わせ先 常務取締役兼上席執行役員
業務企画本部マネジャー
福井 博文
(TEL. 029-850-1850(代))

単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 4 月 13 日開催の取締役会において、下記のとおり、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 単元株式数の変更について

- ① 変更の理由：当社普通株式の流動性を高めるとともに、個人を含めた投資家層の拡大を図るため。
- ② 変更の内容：単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更します。
- ③ 変更予定日：平成 21 年 6 月 1 日（月曜日）

2. 定款の一部変更について

① 定款変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

② 定款変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 後
(単元株式数および単元未満株式の不発行) 第 8 条 当会社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。 2 (記載省略) (新設)	(単元株式数および単元未満株式の不発行) 第 8 条 当会社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。 2 (現行どおり) <u>附則</u> <u>第 1 条 第 8 条第 1 項の変更は、平成 21 年 6 月 1 日をもってその効力を生じるものとし、効力発生までは従前どおり次のとおりとする。</u> <u>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</u> <u>第 8 条 当会社の単元株式数は、1,000 株とする。</u> <u>第 2 条 前条および本条は、第 8 条第 1 項の変更の効力発生後、前条および本条を削除する。</u>

③変更予定日 平成 21 年 6 月 1 日（月曜日）

(ご参考) 平成 21 年 6 月 1 日（月曜日）付をもって、東京証券取引所における売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されることになります。

以上